

広島市建設工事総合評価落札方式の令和5年9月改定について（お知らせ）

本市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づく基本理念に従い、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、平成18年度より総合評価落札方式を導入しています。

この度、本制度の下記の項目について令和5年9月に改定を行いますのでお知らせします。

記

1 ダンピング受注の防止に向けた評価値算定方法の改定

(1) 背景・目的

令和元年6月の品確法改正に伴う「発注関係事務の運用に関する指針」において、ダンピング受注の防止や品質確保のため、適切な低入札価格調査基準の設定や施工体制確認型総合評価落札方式などの必要な措置を講じるよう求められており、本市においても、総合評価落札方式を適用する工事について、ダンピング受注の防止が喫緊の課題となっています。このため、低入札の抑制を目的に、落札候補者の決定に係る評価値の算定方法を改定することとします。

(2) 評価値算定方法の改定内容

< 現行 >

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

現在の運用は、入札価格を低くするほど落札候補者の決定に係る評価値が高くなるため、落札率が低下する要因となっています。

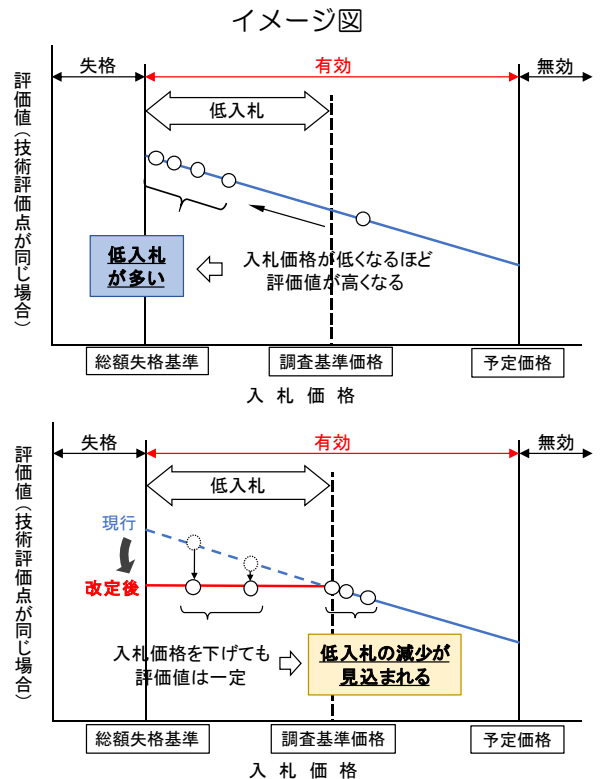
< 改定後 >

ア【入札価格が調査基準価格以上の場合】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

イ【入札価格が調査基準価格未満の場合】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格}} \times 100,000,000$$



改定後は、調査基準価格以上予定価格以下の入札においては、これまでと同様入札価格を低くするほど評価値が高くなります。一方で、総額失格基準以上調査基準価格未満の入札においては、評価値の算定に係る価格は調査基準価格となり、評価値は入札価格によって変動しません。

2 「自己採点方式」の導入

(1) 背景・目的

本市における総合評価落札方式の実施にあたっては、落札決定までに要する期間が長いことが課題となっており、入札参加者からも手続期間の短縮について要望を受けていました。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においては、事務量の軽減を図るなど円滑な実施に必要な措置を講ずるよう求められています。このため、本市においても、事務量の負担及び事務手続き期間の短縮を図る方策として、「自己採点方式」を導入することとします。

(2) 「自己採点方式」とは

自己採点方式とは、発注者が定める落札者決定基準（企業の技術力を除いた評価項目）について入札参加者が自己採点する方式であり、発注者は、当該採点に基づいた技術評価点及び入札価格から評価値を算出し、評価値が最も高い者についてのみ、自己採点結果の確認を行います。

(3) その他

詳細については、「総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の実施について」を参照ください。

3 評価項目の改定

- 評価分類「社会的項目」のうち「災害復旧協力等の状況」について

本市発注の災害関連工事に積極的な企業を評価するため、以下のとおり評価基準を改定します。

<改定前>

評価項目	評価基準	配点
過去15年間の災害復旧協力等の状況	広島市発注の災害関連工事又は除雪事業の実績あり	0.4点
	広島市域内における災害対応等の実績あり	0.2点
	実績なし（書類未提出も含む）	0.0点

<改定後>

評価項目	評価基準	配点
災害復旧協力等の状況	過去2年間に、広島市発注の災害関連工事の受注実績あり	0.4点
	開札日前に、「広島市災害応急対策に係る協力事業者」の登録あり	0.2点
	上記該当なし（書類未提出も含む）	0.0点

提出書類等の詳細については、「広島市建設工事総合評価落札方式 ガイドライン」を参照ください。

4 適用時期

令和5年9月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。